

鳥取県公報

目次
昭和三十七年度における臨時手当の支給に
関する條例

條例

昭和三十七年度における臨時手当の支給に関する條例をここに公布する。

昭和三十七年七月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十号

昭和三十七年度における臨時手当の支給に

関する條例

(臨時手当の支給)

第一條 議会の議員、常勤の特別職の職員、教育長、鳥

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号)の適用をうける職員並びに公立学校の校長、教員(時間講師を除く。)、養護助教諭、実習助手、事務職員及び県立学校に勤務する雇傭人であつて、昭和三十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」という。)に対しては、昭和三十七年度に限り、臨時手当を支給する。

(臨時手当の額)

第二條 臨時手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和三十六年十二月十六日から昭和三十七年六月十五日までの間における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

2 前項の給与月額、その者が昭和三十七年六月十五日現在において受けるべき左の各号に掲げる額とする。
一 議会の議員については、報酬の月額

